

類似団体の状況

		人口 人	面積 k m ²	職員数 (市全体) 人	幼稚園数			公立幼稚園 保育料 円	私立幼稚園保護者に対する保育料補助 (※以下の就園奨励費は国庫補助限度額をさす)
					公立	私立	合計		
1	三重県 桑名市	142,632	136.61	1,156	24 (内2園休園)	5	29	5,500	—
2	愛知県 半田市	119,678	47.24	1,301	7	2	9	8,000	就園奨励費対象外の世帯で2人以上同時就園させている場合2人目以降に補助 2人目以降1人につき年96,000円 入園するための経費の補助 新入園児1人につき12,000円
3	愛知県 刈谷市	145,535	50.45	916	16	2	18	8,100	就園奨励費対象外の保護者 1人年26,400円
4	静岡県 焼津市	145,688	70.62	1,564	8	13	21	7,000	—
5	滋賀県 彦根市	112,564	196.84	1,404	9 (内1園分園)	2	11	7,000	就園奨励費対象外の保護者 1人年38,400円
6	大阪府 守口市	146,463	12.73	1,008	7	9	16	11,000	私立幼稚園に就園する4・5歳児の保護者 1人年23,000円
7	群馬県 桐生市	122,546	274.57	1,171	7	6	13	5,900	新里町の私立幼に通っている家庭のみ 1人月2,100円
8	愛知県 小牧市	153,670	62.82	1,777	1	10	11	8,000	就園奨励費対象外の保護者 1人年12,000円
9	石川県 白山市	112,758	755.17	917	3	5	8	14,400	—
10	大阪府 大東市	126,175	18.27	731	2	6	8	4歳8,000 5歳7,000	私立幼稚園に就園する4・5歳児の保護者 1人年16,000円
11	大阪府 門真市	128,935	12.28	831	4	8	12	10,000	私立幼稚園に就園する園児の保護者 1人年19,200円
12	愛媛県 新居浜市	124,400	234.32	895	2	12 (内3園休園)	14	4,000	—
13	栃木県 佐野市	123,785	356.07	953	0	12	12	—	就園奨励費対象外の世帯で1人目のみ 課税額283,600円以下 年12,000円 課税額283,601円以上 年10,000円 就園奨励費対象外の世帯で2人以上同時就園させている場合 2人目…保育料の1/2補助 3人目…保育料の9/10補助 (県の制度)
14	東京都 青梅市	138,975	103.26	1,462	0	7	7	—	保育料補助金 (都の制度) 136,800円(生活保護・非課税世帯)～ 46,800円 (課税額256,300円以上所得制限なし) 入園料の補助 新入園児1人につき10,000円
15	石川県 小松市	108,080	371.13	1,217	0	8	8	—	—
16	岐阜県 各務原市	149,516	87.77	872	0	14	14	—	就園奨励費の加算 (生活保護世帯・非課税世帯) 国の基準+年24,000円 (均等割り世帯) 国の基準+年12,000円
17	静岡県 富士宮市	135,612	388.99	1,385	0	10	10	—	—
18	愛知県 瀬戸市	132,819	111.61	753	0	7	7	—	—
19	愛知県 東海市	111,028	43.36	1,176	0	5	5	—	教材費の補助 4・5歳児1人年6,000円 入園料補助 4歳児進級時に1人30,000円
平均		130,572	175.48	1,131	4.7	7.5	12.3	7,992	

第 19 回検討委員会後にいただいた意見についての委員長見解

	答申文に対する意見	委員長見解
p 1	桑名市におきましても →桑名市においても	内容が変わるものではありませんので、ご意見のとおり修正いたします。
	その後のうしろに句点を挿入	内容が変わるものではありませんので、ご意見のとおり修正いたします。
	5 項目であります。 →5 項目です。	内容が変わるものではありませんので、ご意見のとおり修正いたします。
p 2	< 具体的な適正配置 > の園名を削除	11 園案の検討をし、検討委員会で導き出された結論であるため、原文どおりと致します。
p 4	< 2 幼保一元化の取組みについて > 「なお、公私にわたって…充実が必要である」を削除。	第 19 回会議録 p 46 の 21 行目から 29 行目の委員長発言にありますとおり、最終的に盛り込んでいくことになりましたので、原文どおりと致します。
	< 3 公立幼稚園における学級の適正規模と複数年保育について > 「…各年齢 2 学級程度が適当であると考え。ただし、この項目は 11 園案においても整合性を保つものではない。」の赤字部分を追加。	理想の規模と 11 園案での規模の整合性が保たれていないことについては、第 19 回会議録 p 46 の 33 行目から 36 行目の委員長発言にありますとおり、最終的に「前述のとおり」という文言を追加することにより、今回ご指摘の意味を含んでいますので、原文どおりと致します。
	「3 歳児保育は実施しないものとする。また、これまでの経緯から…」の赤字部分を削除。	第 19 回会議録 p 47 の 3 行目から 4 行目の委員長発言にありますとおり、最終的に盛り込んでいくことになりましたので、原文どおりと致します。
p 5	< 4 私立と公立の共存について > 「…公の役割を担い、共存してきた歴史がある。」の共存を削除。	共に公の役割を担ってきたことについては、第 19 回会議録の p 69 から p 73 にありますことから、これをもとに「共存」という言葉を選択しましたので、原文のとおりと致します。
p 5	< 4 私立と公立の共存について > 「…公費などの格差是正をはじめとする」→「…公費支出などの公私間格差是正をはじめとする…」	内容が変わるものではありませんので、ご意見のとおり修正いたします。
p 5	< 4 私立と公立の共存について > 「…経営状態を見据えながら、私立・公立を問わず子どもたちの育ちを保障すること、公私などの格差是正をはじめとする就学前教育の振興のための協議の場の設定など…」の赤字部分を挿入。	第 19 回会議録 p 73 の 15 行目から 21 行目の委員長発言にありますように、最終的に、吉本委員の意見の観点も含めて、課題解決に向けての協議の場という表現にしましたので、原文どおりと致します。

p 5	(3) 閉園→ 廃園	県教育委員会への問い合わせたところ、「県への報告の際には、廃園という文言を使っているのが正式には廃園である。ただし、宮川高校が廃校となった際、式典では閉校式という言葉が使われている。地域の方、卒業生の方等の気持ちに配慮し、外向きには廃校ではなく、閉校という言葉を使用したという例はある。どちらの文言を使用するかは状況次第であって、どちらを使っていたとしても構わない。」との回答でした。 桑名市の場合でも、廃校となった多度西小学校も、地域への配慮という点から、閉校という表現を使っていると伺いました。 こうしたことから、保護者や地域の方への配慮として、この答申では、閉園という文言で、原文どおりと致します。 内容的には当然、閉園イコール廃園ということです。
-----	-------------------	---